

第3832号議案

第241回福岡県都市計画審議会議案

令和5年2月8日（水）

目次

議案番号	議案	ページ
第3832号	遠賀広域都市計画道路の変更について	1～5

第3832号議案

4 都 第 2 1 9 6 号
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

速賀広域都市計画道路の変更(福岡県決定)について

令和5年2月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

遠賀広域都市計画道路の変更(福岡県決定)

都市計画道路中 3・5・47-1号直方芦屋線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
	3・5・47-1号	直方芦屋線	遠賀郡芦屋町 祇園町	遠賀郡芦屋町 正門町	遠賀郡芦屋町 高浜町	約 1,410m	地表式	2車線	12m	幹線街路と 平面交差 1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

遠賀広域都市計画道路の変更理由書

■ 3・5・47-1号 直方芦屋線

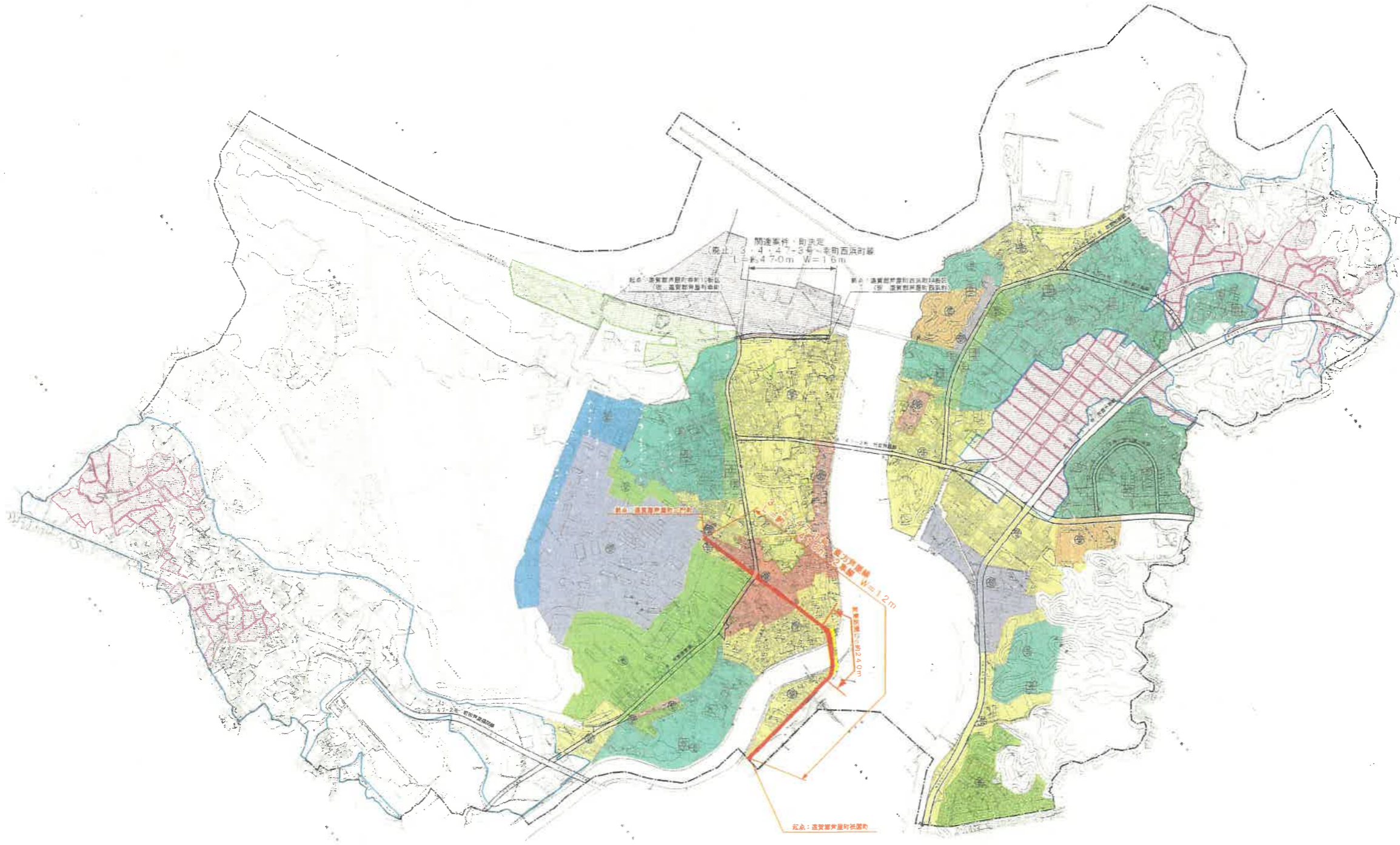
3・5・47-1号 直方芦屋線は、昭和49年に都市計画決定された路線で、遠賀郡芦屋町祇園町を起点とし、遠賀郡芦屋町正門町を終点とする延長約1,440m、幅員12m、2車線の補助幹線道路です。

本路線は、芦屋町都市計画マスタープランにおいて、芦屋町中心部と周辺市町を連結させる都市生活軸として位置づけられています。

一方で、本路線の西川に架かる西祇園橋は、架橋後80年が経過し塩害等の影響により損傷が激しく、橋梁の架け替え工事が行われることとなり、線形に変更が生じることから、都市計画道路の変更を行うものです。

併せて、平成10年の都市計画法改正を踏まえて車線数の明示を行います

遠賀広域都市計画道路の変更（福岡県決定）総括図



凡例

3・5・47-1号 直方芦屋線

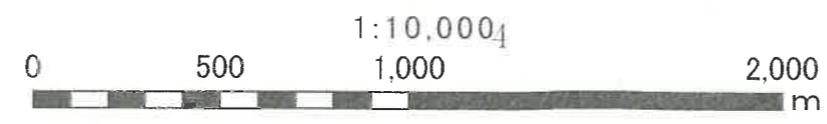
- 変更区間
- 廃止区間

区分

- 都市計画区域(行政界)
- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業専用地域
- 地区計画
- 都市計画公園
- 農業振興地域
- 農用地区域
- 臨港地区
- 準防火地域

容積率	建築物の高さの限度(m)
建ぺい率	外壁の後退距離の限度(m)
200	建築物の敷地面積の最低限度(m ²)
60	

200 無指定地域



遠賀広域都市計画道路の変更（福岡県決定）計画図

